

報道関係者 各位

令和6年10月31日

【照会先】

広島労働局労働基準部監督課

課長 伊達 健司

専門監督官 荒木 勇太

(代表電話) 082(221)9242

## 長時間労働が疑われる事業場に対する 令和5年度の監督指導結果を公表します

広島労働局（局長：小沼 宏治）では、このたび、令和5年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例等と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった477事業場のうち、201事業場（42.1%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、133事業場（違法な時間外労働があったもののうち66.2%）でした。

広島労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

### 【監督指導結果のポイント】（令和5年4月～令和6年3月）

(1) 監督指導の実施事業場：	477 事業場
(2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕	
違法な時間外労働があったもの：	201 事業場（42.1%）
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が	
月80時間を超えるもの：	133 事業場（66.2%）
うち、月100時間を超えるもの：	75 事業場（37.3%）
うち、月150時間を超えるもの：	10 事業場（5%）
うち、月200時間を超えるもの：	0 事業場（0%）
賃金不払残業があったもの：	13 事業場（2.7%）
過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：	81 事業場（17%）
(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕	
過重労働による健康障害防止措置が	
不十分なため改善を指導したもの：	289 事業場（60.6%）
労働時間の把握が不適正なため指導したもの：	62 事業場（13%）

## 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和5年4月から令和6年3月までに実施)

### 1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

#### 監督指導実施状況

令和5年4月から令和6年3月までに、477事業場に対し監督指導を実施し、369事業場(77.4%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが201事業場、賃金不払残業があったものが13事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが81事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令 違反があった事業場数	主な違反事項別事業場数			
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計 (注1, 2)	477 (100%)	369 (77.4%)	201 (42.1%)	13 (2.7%)	81 (17%)	
主な業種	商業	93 (19.5%)	71 (76.3%)	26	1	20
	製造業	132 (27.7%)	99 (75%)	64	4	15
	保健衛生業	49 (10.3%)	39 (79.6%)	23	1	8
	接客娯楽業	35 (7.3%)	33 (94.3%)	22	0	10
	建設業	29 (6.1%)	21 (72.4%)	12	1	3
	運輸交通業	61 (12.8%)	51 (83.6%)	31	2	12
	その他の事業 (注6)	31 (6.5%)	19 (61.3%)	9	2	3

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反(割増賃金)のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
477	82 (17.2%)	161 (33.8%)	104 (21.8%)	65 (13.6%)	44 (9.2%)	21 (4.4%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
477	49 (10.3%)	103 (21.6%)	78 (16.4%)	59 (12.4%)	90 (18.9%)	98 (20.5%)

## 2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況  
 監督指導を実施した事業場のうち、289事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の実施(注2)	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等(注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
289	53	43	81	205	9	12

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況  
 監督指導を実施した事業場のうち、62事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1))	自己申告制による場合			管理者の責務(ガイドライン4(6))	労使協議組織の活用(ガイドライン4(7))
		自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ)	実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻害要因の排除(ガイドライン4(3)オ)		
62	45	0	19	0	2	0

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

### 3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった201事業場において、時間外・休日労働時間が最長の者を確認したところ、133事業場で1か月80時間を、うち75事業場で1か月100時間を、うち10事業場で1か月150時間を超えていた。

表6 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超		
				150時間超	200時間超	
477	201	68	133	75	10	0

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、44事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、183事業場でタイムカードを基礎に確認し、106事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、17事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、117事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1、2)				自己申告制 (注2、3)
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎	PCの使用時間の記録を基礎	
44	183	106	17	117

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

【参考】 前年度の監督指導結果との比較

		令和4年度	令和5年度
監督指導実施 事業場	監督指導実施事業場	692	477
	うち、労働基準関係法令違反があったもの	587 (84.8%)	369 (77.4%)
主な違反内容	違法な時間外労働があったもの	318 (46%)	201 (42.1%)
	うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が 1か月当たり80時間を超えるもの	164 51.6%	133 66.2%
	うち、1か月あたり100時間を超えるもの	77 24.2%	75 37.3%
	うち、1か月あたり150時間を超えるもの	10 3.1%	10 5%
	うち、1か月あたり200時間を超えるもの	0 0%	0 0%
	賃金不払残業があったもの	38 (5.5%)	13 (2.7%)
	過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	163 (23.6%)	81 (17%)
主な健康障害 防止に関する 指導の状況	過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	300 (43.4%)	289 (60.6%)
	うち、時間外・休日労働を月80時間以内に削減するよう指導したもの	188 62.7%	205 70.9%
	労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	115 (16.6%)	62 (13%)

# 監督指導において 違法な長時間労働を認めた事例

広島労働局では、長時間労働が疑われる事業場に対して重点的な監督指導を実施しています。監督指導において違法な長時間労働等が行われていたとして、労働基準監督署が指導を行った事例を紹介します。

## 事例 1（製造業）

### 立入調査で把握した事実

月100時間以上の時間外労働が行われているとの情報を受け、製造業の事業場（労働者約80人）に立入調査を実施した。

食料品製造を行う労働者について、常態的な人手不足のため、36協定で定めた上限時間（特別条項：月98時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える、**最長で1か月当たり141時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。

また、産業医に対して労働者の労働時間に関する情報等、健康管理を適切に行うための必要な情報を提供していなかった。

### 労働基準監督署の指導

#### 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・ 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについては是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについては是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）
- ・ 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

#### 産業医に対して労働者の健康管理を適切に行うための必要な情報を提供していなかったこと

- ・ 産業医に対して労働者の労働時間に関する情報等、健康管理を適切に行うための必要な情報を提供していなかったことについては是正勧告（労働安全衛生法第13条第4項）

## 事例 2（運輸交通業）

### 立入調査で把握した事実

運輸交通業を行う事業場（労働者約10人）において、自動車運転者の労働者が脳・心臓疾患を発症。長時間労働が原因であるとして労災請求がなされたため、立入調査を実施した。

所属労働者の勤務状況を確認したところ、緊急、または、遠方への運送業務を多く受注したことにより、業務量が増加したことから、36協定で定めた上限時間（特別条項：月98時間）を超える、**最長で1か月当たり143時間**の違法な時間外労働が認められた。

また、定期健康診断は法定どおり実施していたものの、有所見者に対する医師の意見聴取がなされていないことが確認された。

自動車運転者の改善基準告示についても、1か月最大拘束時間（320時間）及び1日最大拘束時間（16時間）を超えていたことが認められた。

### 労働基準監督署の指導

#### 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・ 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ・ 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

#### 健康診断の結果についての医師の意見聴取がなされていないこと

- ・ 定期健康診断実施後に、有所見者に対する医師の意見聴取がなされていないことについて、是正勧告（労働安全衛生法第66条の4）

#### 自動車運転者の改善基準告示の最大拘束時間を超えていたこと。

- ・ 1か月最大拘束時間（320時間）及び1日最大拘束時間（16時間）を超えていたことについて、是正勧告（改善基準告示第4条第1項[改正前]）

# 企業が実施した長時間労働削減のための自主的な取組事例

広島労働局では、11月の過重労働解消キャンペーンの一環として、広島労働局長が働き方改革の取組を進めている企業を訪問しています。

昨年度の訪問企業における長時間労働の削減に向けた積極的な取組事例を紹介します。

## 事例

運輸交通業（労働者数：約70人）

### 長時間労働の削減に向けた取組

GPSを使用したクラウド型位置管理システムにより、正確な着時間を予測することによって、不要な待機時間を削減。

自動車運転者に特化した労働時間管理システムを導入し、時間外労働が特定の運転者に偏らないように管理。

発注者や元請事業者の協力により、荷役作業を合理化し、自動車運転者の荷積み、荷下ろし等の荷役作業が減少。

### 取組の結果

自動車運転者の時間外労働の実績（年間平均）が縮減  
529時間（2019年） 422時間（2022年）

年次有給休暇の平均取得日数が増加  
8.2日（2021年） 11.8日（2022年）

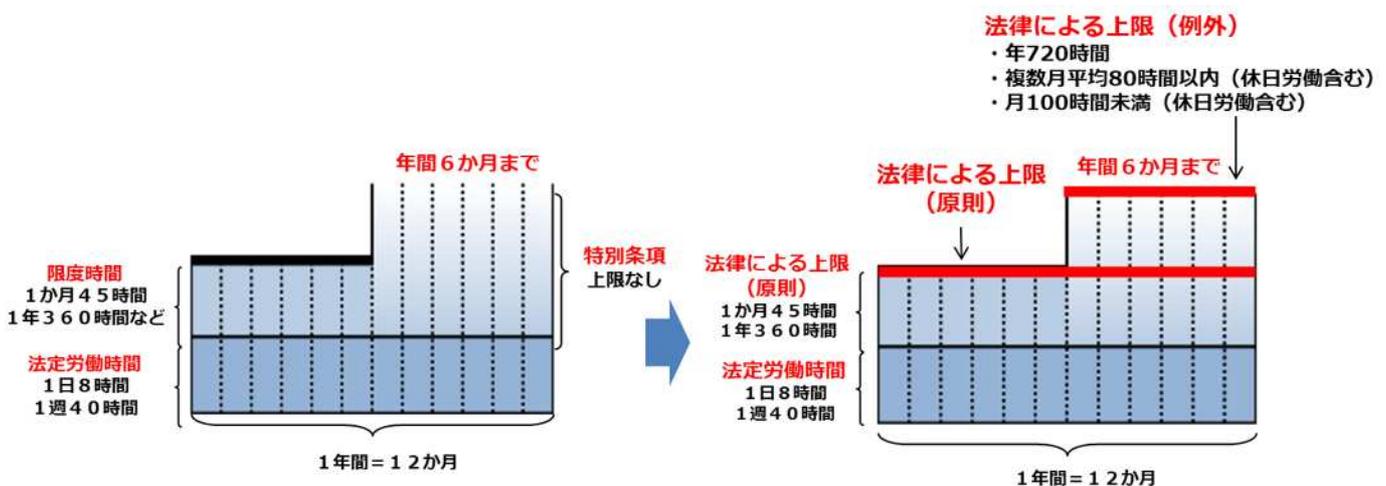
# 参考資料

## 時間外労働の上限規制

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により改正された労働基準法（昭和22年法律第49号）において、時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間（限度時間）とされ、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）とされた。

限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度。

平成31年4月1日施行 / 中小企業は令和2年4月1日施行 / 一部、令和6年3月31日まで適用猶予あり。



### < 令和6年度適用開始業務等 >

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予期間終了後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業	上限規制は適用されません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。</li> <li>●災害の復旧・復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓月100時間未満</li> <li>✓2～6か月平均80時間以内</li> </ul> とする規制は適用されません。</li> </ul>
自動車運転の業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が960時間となります。</li> <li>●時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓月100時間未満</li> <li>✓2～6か月平均80時間以内</li> </ul> とする規制は適用されません。</li> <li>●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。</li> </ul>
医業に従事する医師		<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間となります。</li> <li>●時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓2～6か月平均80時間以内</li> </ul> とする規制は適用されません。</li> <li>●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。</li> <li>●医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。</li> </ul> <p>※2 医業に従事する医師の一般的な上限時間（休日労働含む）は年960時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。</p> <p>地域医療確保暫定特例水準（B・連携B水準）又は集成的技能向上水準（C水準）の対象の医師の上限時間（休日労働含む）は年1,860時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。</p>
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓月100時間未満</li> <li>✓2～6か月平均80時間以内</li> </ul> とする規制は適用されません。	●上限規制がすべて適用されます。

# ■ 労働時間適正把握ガイドライン

## 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。

労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものである。

## 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

### 始業・終業時刻の確認・記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。（ガイドライン4（1））

### 自己申告により労働時間を把握する場合の措置

自己申告を行う労働者のみでなく、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置について、十分な説明を行うこと。（ガイドライン4（3）ア・イ）

自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した事業場内にいた時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。（ガイドライン4（3）ウ・エ）

労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないことを改めて示し、さらに、労働者間で慣習的に過少申告が行われていないかについても確認すること。（ガイドライン4（3）オ）

### 労働時間を管理する者の職務

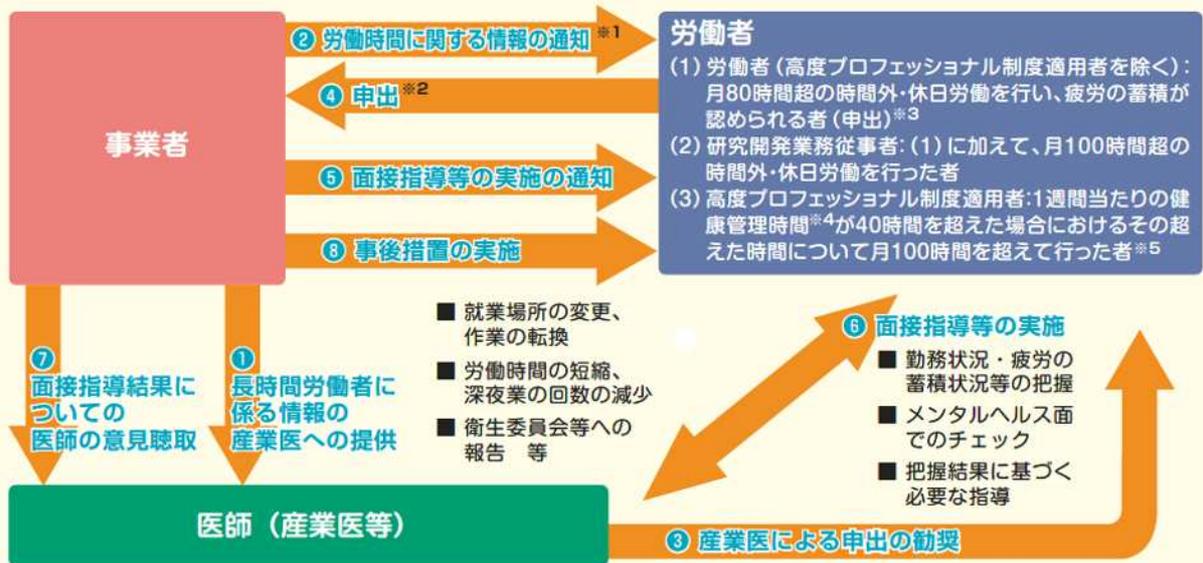
事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。（ガイドライン4（6））

### 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。（ガイドライン4（7））

# ■ 長時間労働者への医師による面接指導制度

「医師による面接指導制度」は、長時間労働により疲労が蓄積し健康障害のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた措置を講じるものである。



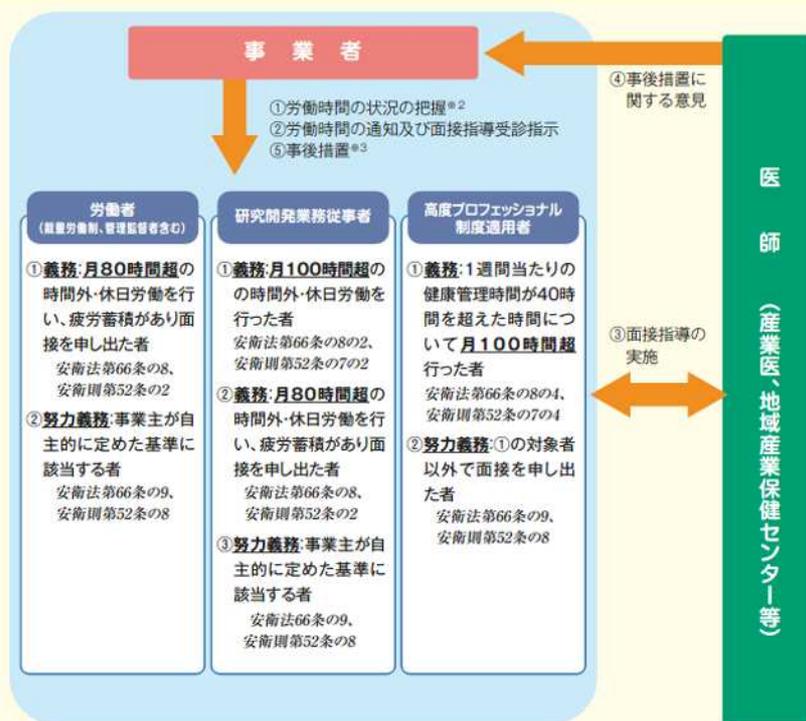
※1 時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者が対象。

※2 月100時間超の時間外・休日労働を行った研究開発業務従事者、高度プロフェッショナル制度適用者については、面接指導実施の申出がなくても対象

※3 月80時間超の時間外・休日労働を行った者については、申出がない場合でも面接指導を実施するよう努める。  
月45時間超の時間外・休日労働で健康への配慮が必要と認めた者については、面接指導等の措置を講じることが望ましい。

※4 対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該対象労働者が事業場内にいた時間(労使委員会が厚生労働省令で定める労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議に係る時間を除いた時間)と事業場外において労働した時間との合計の時間。

※5 1週間当たりの健康管理時間が、40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1月当たり100時間を超えない高度プロフェッショナル制度適用者であって、申出を行った者については、医師による面接指導を実施するよう努める。



※1 休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその労働。

※2 高度プロフェッショナル制度適用者は健康管理時間の把握。

※3 事業者は、面接指導の結果を踏まえて、就業場所の変更、作業の転換等の必要な事後措置を行う。

## 働き方改革推進支援助成金のご案内

### 労働時間短縮・年休促進支援コース

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

詳しくはリーフレットをご覧ください。



リーフレットはこちら

### 勤務間インターバル導入コース

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、平成31年4月から、制度の導入が努力義務化されています。

このコースは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

詳しくはリーフレットをご覧ください。



リーフレットはこちら

### 業種別課題対応コース

令和6年4月1日に時間外労働の上限規制が適用された、建設業や自動車運転の業務等を対象としたコースです。

生産性を向上させ、時間外労働の削減、週休2日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

詳しくは各リーフレットをご覧ください。

#### < 建設業 >



#### < 運送業 >



#### < 病院等 >



2024年4月から

厚生労働省

広島労働局

# 建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となりました！

## 建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の働き方改革って？

建設業で働く方、トラック・バス・タクシードライバーは、インフラを守り、物流・生活交通を支えるために、私たちの暮らしになくてはならない存在です。その一方で、他の業種に比べ残業が多い実態があることから、働き方改革が急務となっています。そのため、建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師についても、働く方の健康を守るため、2024年4月から、「時間外労働の上限規制」※が適用されました。

### ※「時間外労働の上限規制」とは？

「時間外労働の上限規制」とは、**残業の時間に上限を設け**、過度の残業をなくし、働く方の健康を確保するようにするためのものです。自動車運転の業務、建設の事業、医業に従事する医師以外では、2019年4月（大企業）又は2020年4月（中小企業）から既に適用が開始されています。

適用猶予業種の時間外労働の上限規制  
特設サイト



はたらきかたススめ

医師の働き方改革  
特設サイト



医師の働き方改革.jp

「働き方改革」の実現に向け、国民の皆様のご協力が必要です！  
裏面もご覧ください。

私たちの暮らしも  
変えていきましょう

宅配便を利用するとき

再配達削減のためにお願いしたい具体的なアクション



自分が1回で受け取れる  
日時・場所を指定しよう



配達状況の通知アプリを  
活用しよう



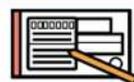
まとめ買いで  
配達回数を減らそう



急ぎ便は状況に応じて  
使い分けよう



相手が1回で受けとれる  
日時・場所を指定しよう



送り先の住所は  
正しく記載しよう



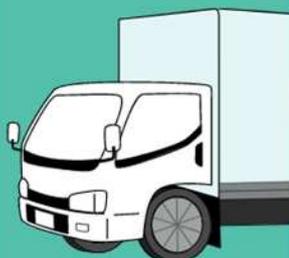
宅配ボックス・置き配を  
活用しよう



コンビニ受取りを  
活用しよう



街なかにある  
宅配ロッカーを活用しよう



詳しくは「再配達削減PR月間 特設ページ」へ

# 「働き方改革」の実現に向けて、 国民の皆さまのご協力をお願いします！

～皆さま一人一人の協力が必要です～

## トラック

トラックドライバーは自動車運転の業務を行う方の中でも、特に労働時間が長い状況にあります。荷物の積卸しの際の待機時間が負担になることもあり、トラック運送事業者と荷主が協力して荷待ち時間の削減に取り組む等、トラック運送事業者が効率良く業務を行うことができるよう配慮をお願いします。

### 長時間労働削減のために

- ✓ 宅配ボックスなどを活用した置き配を利用しましょう
- ✓ 自分の都合で何度も荷物の再配達をお願いしないようにしましょう



## バス・タクシー

バス・タクシーのドライバーは、事業者の努力やコロナの影響等もあり、労働時間が短くなってきているものの、他の産業と比べると、労働時間は長い状況にあります。貸切りバスや送迎バスなどをお願いするときには、行程やタイヤについて運行事業者の方と良く話し合うようにしましょう。

### 長時間労働削減のために

- ✓ バスの発車時に進行の妨げにならないよう道を譲りましょう
- ✓ パーキングエリアやサービスエリアの駐車ルールを守りましょう



## 建設業

著しく短い工期が設定されると、建設業で働く方の長時間労働の原因となり、休暇が取りづらくなることにつながります。工事を発注、受注するに当たっては、4週8閉所や週休2日制を取り入れるなど、働く方の休日数も考慮した工期を設定することが必要です。

### 長時間労働削減のために

- ✓ 著しく短い工期を前提とした工事依頼は控えましょう
- ✓ 工事の発注と受注にあたって、長時間労働を前提としない、適正な工期で契約を締結することを心がけましょう



## 医師

日本の医療は、医療機関に勤務する医師の長時間労働により支えられてきました。こうした現状を“改革”し、医師が健康に働き続けられるような環境を整備することで、患者さんに提供する医療の質・安全を確保すると同時に、将来にわたって持続可能な医療提供体制を維持していく必要があります。

### 長時間労働削減のために

- ✓ 日頃から決められた診療時間内の受診に協力しましょう
- ✓ “いつもの先生”以外の医療スタッフの対応（タスク・シフト/シェア）に理解を示しましょう

